

意見聴取及び調整の経緯

平成26年6月4日

改正品確法 公布・施行

- ・ 国土交通本省幹部と市町村長が直接意見交換
- ・ 運用指針(骨子イメージ案)について、地方公共団体及び建設業団体等に説明・意見交換・意見照会

（ 地方公共団体： 247団体から1,042件の意見提出
建設業団体等： 138団体から1,340件の意見提出 ）

平成26年9月30日

品確法基本方針 改正閣議決定

- ・ 運用指針（骨子案）について、地方公共団体及び建設業団体等に意見照会

（ 地方公共団体： 176団体から 753件の意見提出
建設業団体等： 88団体から1,042件の意見提出 ）

平成27年1月30日

品確法運用指針 策定(関係省庁申合せ)

- ・ 運用指針の内容について周知徹底
 - 説明会の開催
 - 相談窓口の開設

平成27年4月1日

品確法運用指針に基づく発注関係事務の運用開始

I. 本指針の位置付けについて

II. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施

(1) 調査及び設計段階

- ・事業全体の工程計画の検討等
- ・調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択
- ・技術者能力の資格等による評価・活用等

(2) 工事発注準備段階

- ・工事の性格等に応じた入札契約方式の選択
- ・予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成
- ・現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成
- ・適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定
- ・発注や工事施工時期等の平準化

(3) 入札契約段階

- ・適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等
- ・工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定
- ・競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等
- ・入札不調・不落時の見積りの活用等
- ・公正性・透明性の確保、不正行為の排除

(4) 工事施工段階

- ・施工条件の変化等に応じた適切な設計変更
- ・工事中の施工状況の確認等
- ・施工現場における労働環境の改善
- ・受注者との情報共有や協議の迅速化等

(5) 完成後

- ・適切な技術検査・工事成績評定等
- ・完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

(6) その他

2. 発注体制の強化等

(1) 発注体制の整備等

- ・発注者自らの体制の整備
- ・外部からの支援体制の活用

(2) 発注者間の連携強化

- ・工事成績データの共有化・相互活用等
- ・発注者間の連携体制の構築

III. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

- (1) 契約方式の選択
- (2) 競争参加者の設定方法の選択
- (3) 落札者の選定方法の選択
- (4) 支払い方式の選択

2. 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

- (1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式
- (2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式
- (3) 維持管理の技術的課題に対応した方式
- (4) 発注者を支援する方式

IV. その他配慮すべき事項

I. 本指針の位置付けについて

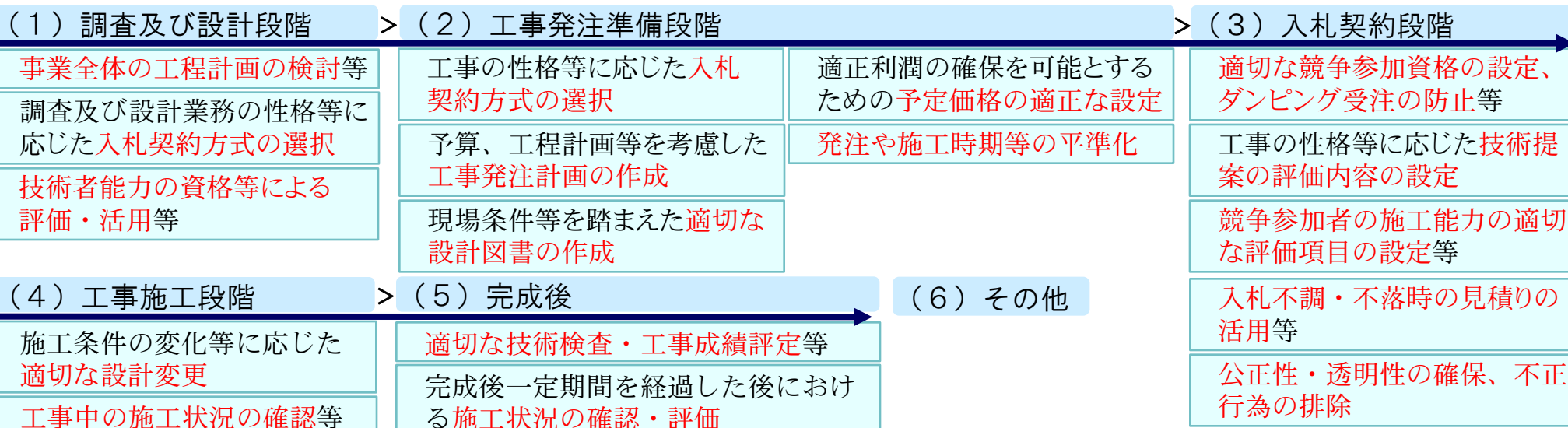
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に規定する、現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成・確保等の基本理念にのっとり、「発注者の責務」等を踏まえて、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための**発注者共通の指針**。
- 発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたもの**(※)。
- また、国は、本指針に基づき各発注者における発注関係事務の適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表する。

(※)例えば、ダンピング受注の防止、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保等の重要課題に対する各発注者の適切な事務運用を図ることを目的

II. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施

各発注者は、**発注関係事務**(新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む)の各段階で、以下の事項に取り組む。



2. 発注体制の強化等

発注関係事務を適切に実施するための**環境整備**として、以下の事項に取り組む。

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1) 発注体制の整備等 | (2) 発注者間の連携強化 |
| 発注者自らの体制の整備 | 工事成績データの共有化・相互活用等 |
| 外部からの支援体制の活用 | 発注者間の連携体制の構築 |

Ⅲ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

各発注者は、本指針及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、**工事の性格や地域の実情等に応じて**、多様な入札契約方式の中から**適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用**するよう努める。

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

概要	(1) 契約方式の選択	(2) 競争参加者の設定方法の選択	(3) 落札者の選定方法の選択	(4) 支払い方式の選択
	工事の施工のみを発注する方式	一般競争入札	価格競争方式	総価請負契約方式
	設計・施工一括発注方式			
	詳細設計付工事発注方式	指名競争入札	総合評価落札方式	総価契約単価合意方式
	設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）			
	維持管理付工事発注方式			
	包括発注方式	随意契約	技術提案・交渉方式	コストプラスフィー契約・オープンブック方式
	複数年契約方式			
	CM方式			
	事業促進PPP方式	など	段階的選抜方式	単価・数量精算契約方式
			など	など

2. 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| (1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式 | (3) 維持管理の技術的課題に対応した方式 |
| (2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式 | (4) 発注者を支援する方式 |
- など

Ⅳ. その他配慮すべき事項

本指針の理解、活用の参考とするため、**具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料**を作成する。

必ず実施すべき事項

予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

歩切りの根拠

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、**これを行わない**。

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

実施に努める事項

工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手續の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

建設業法・入契法の一部改正

背景

○近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。
○維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が生ずる。

→離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足等が懸念
→維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務

建設工事の適正な施工とその担い手の確保が喫緊の課題

概要

ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

①ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加【入契法】
②公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認【入契法】
③建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記【建設業法】

➤見積能力のない業者が最低制限価格で入札するような事態を排除
➤談合の防止
➤手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止
➤業界による自主的な取組を促進することにより、建設工事の担い手の確保・育成を推進

維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

④建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設【建設業法】
⑤公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大（下請金額による下限を撤廃）【入契法】
⑥建設業許可に係る暴力団排除条項を整備(※)するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への通報を義務付け【建設業法】【入契法】
※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録についても暴力団排除条項を整備【浄化槽法】【建設リサイクル法】

➤解体工事について、事故を防ぎ、工事の質を確保するため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置
➤維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止
➤建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底

⑦その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

(※) 公共工事の品質確保の促進に関する法律

品質法(※)改正等の入札契約制度の改革と一体となって、
現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保を実現

経緯	➤ 4/4 参議院本会議可決（全会一致） ➤ 5/29 衆議院本会議可決（全会一致） ➤ 6/4 公布	施行日	➤ 公布の日（H26.6.4）に施行（③） ➤ 公布の日から1年以内に施行（①②⑤⑥⑦） ➤ 公布の日から2年以内に施行（④）
----	---	-----	---

入札金額の内訳書の提出について

○現行、公共工事の入札の際、入札金額の内訳を提出することは法律上義務とはされていない。
(＝総額での入札が原則。)

入札金額の内訳提出の効果

- 見積能力の無い**不良・不適格業者**の参入排除
- 積算もせずに**ダンピング受注**を行おうとする業者の排除
- **談合**等の不正行為の排除

入札金額の内訳提出の現状

- 平成24年9月現在、**約4分の3**の発注者は何らかの内訳の提出を求めている。

※ 国：14/19、特殊法人等：123/126、都道府県：47/47、
指定都市：20/20、市区町村：1249/1721

※ 大規模な工事等、一部の工事にのみ求めている場合も多い。

出典：「入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」国土交通省・総務省・財務省

○入札金額の内訳書のイメージ

(地方公共団体発注工事における簡易な様式の例)

工 事 費 内 訳 書	
工事名	道路改築工事
工事場所	〇〇市〇〇町
工種等	見積金額（円）
土工	
法面工	
擁壁工	
雑工	
直接工事費	
共通仮設費	
現場管理費	
一般管理費	
工事価格	

本法案における措置

○見積能力のない業者が積算もせず最低制限価格で入札するなどの事態を排除するため、入札の際に、建設業者が入札金額の内訳を提出することを、法令上求める。

公共工事における施工体制台帳の作成・提出について

○施工体制を把握するための施工体制台帳は、小規模な工事については作成が義務付けられていない。

公共工事における施工体制台帳制度について

▶作成した施工体制台帳の写しの**発注者への提出**を義務付け
(民間工事は、請求があれば発注者へ閲覧。)

▶施工体制台帳の作成義務は、**下請金額が一定以上の工事のみ**

【現行】特定建設業者が元請となる下請契約額が合計3,000万円
以上の工事(建築一式工事の場合は4,500万円以上)

小規模な維持・修繕工事の増加

○公共工事に占める維持・修繕工事の割合(金額ベース)

H14年度：**18%**→H23年度：**28%**

出典：「建設工事施工統計調査」国土交通省

○公共工事一件当たりの請負代金額(H20～H24平均)

新設等：7,110万円　維持・補修：**2,850万円**

出典：「建設工事受注動態統計調査」国土交通省

本法案における措置

○近年増加している維持修繕等の小規模工事も含めて施工体制の把握を徹底することで、手抜き工事や一括下請負等(不当な中間搾取)を防止するため、公共工事の受注者が下請契約を締結するときは、その**金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、発注者に提出することを求める。**

○施工体制台帳の主な記載事項

■元請企業に関する以下の事項

- ・許可を受けて営む建設業の種類
- ・社会保険の加入状況
- ・建設工事の名称、内容、工期
- ・監理技術者の氏名及び資格等

■下請企業に関する以下の事項

- ・商号又は名称及び住所
- ・許可を受けた建設業の種類
- ・社会保険の加入状況
- ・建設工事の名称、内容、工期
- ・主任技術者の氏名及び資格等

▶加えて、公共工事の場合、**契約金額を含む下請契約の契約書の写し等**を添付

→**技術者の配置状況だけでなく、社会保険の加入状況や下請契約の金額**まで把握。

建設業からの暴力団排除の徹底について

これまでも、許可や許可の更新の段階においては、役員に暴力団員がいる場合等には許可をしないなどの対応をとっているところ。

現行法における課題

- 許可の欠格要件や取消事由に明確には位置づけられていない。
→許可後に暴力団員が役員に入った場合などには、取消ができない。
- 元暴力団員が排除の対象となっていない。
→偽装離脱した暴力団員を排除できない。
- 欠格要件等の対象となる「役員」が取締役等に限られている。
→相談役や顧問に暴力団員がいても不許可や取消ができない。

【参考】「世界一安全な日本」創造戦略
(平成25年12月10日閣議決定)

Ⅲ 4 (1) 暴力団対策等の推進・強化

- ④ 各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底
暴力団が介入し、資金獲得を図っている業の許認可要件に暴力団排除条項を導入するほか、東日本大震災からの復旧・復興事業、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向けた施設整備事業等を含めた、国及び地方公共団体のあらゆる公共事業等の入札・契約から、暴力団の排除を徹底する。

改正法における措置（公布から1年以内に施行）

- 建設業許可、浄化槽工事業登録及び解体工事業登録の欠格要件及び取消事由に、以下を追加。
 - ①暴力団員（役員等がこれに該当する場合を含む。）
 - ②暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（役員等がこれに該当する場合を含む。）
 - ③暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 建設業許可、浄化槽工事業登録及び解体工事業登録の欠格要件や許可申請書の記載事項等の対象となる「役員」の範囲を拡大し、取締役や執行役に加え、相談役や顧問など法人に対し取締役等と同等以上の支配力を有する者も含める。
- 公共工事の受注者が暴力団員等と判明した場合、発注者から、当該受注者が建設業の許可を受けた行政庁への通報を義務付ける。

業種区分の新設について

施工能力を有する
建設業者への発注

疎漏工事・公衆災害の防止

専門工事業の
地位の安定、技術の向上

建設業法

建設業者

技術者

建設業者

技術者

【許可の要件】

- ・技術力
- ・経営能力
- ・誠実性
- ・財産的基礎

小規模建設業者
土木工事請負額
500万円以下

業種ごとに建設業許可

28業種（S46制定）

- 総合2業種
 - ・土木
 - ・建築

● 専門26業種

- ・大工
- ・左官
- ・とび・土工

とび・土工

解体

技術者

業種に応じた技術者の
確保・配置

- 実務経験
- 資格（技術検定等）

解体の実務経験、資格を
有する技術者を配置

現在の業種区分

土木工事業	タイル・れんが・ブロック工事業
建築工事業	鋼構造物工事業
大工工事業	鉄筋工事業
左官工事業	ほ装工事業
とび・土工工事業	しゅんせつ工事業
石工事業	板金工事業
屋根工事業	ガラス工事業
電気工事業	塗装工事業
管工事業	防水工事業

内装仕上工事業
機械器具設置工事業
熱絶縁工事業
電気通信工事業
造園工事業
さく井工事業
建具工事業
水道施設工事業
消防施設工事業
清掃施設工事業

今回新設の背景

- ・重大な公衆災害発生
- ・環境等の視点
- ・建築物等の老朽化 など

解体工事業の新設に伴う経過措置等について

○施行日（解体工事業としての許可の開始）

公布日から**2年**以内で政令で定める日（平成28年度メドに開始）

○経過措置

①施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き**3年間**（**公布日から計5年間**程度）は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能。

（当該建設業者は、この経過措置期間中（公布日から5年間程度）とび・土工・コンクリート工事に係る技術者の配置でも解体工事の施工が可能。）

②施行日前のとび・土工工事業に係る経營業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経營業務管理責任者の経験とみなす。

※技術者資格（実務経験の取扱いを含む。）については、今後検討。

とび・土工工事業

＜工事の内容＞

- ・足場、鉄骨等の組立ての工事
- ・くい打ち等の工事
- ・土砂等の採掘、盛上げ等の工事
- ・コンクリートによる工作物の築造の工事
- ・その他基礎ないしは準備的工事

・工作物の解体等を行う工事



とび・土工工事業

＜工事の内容＞

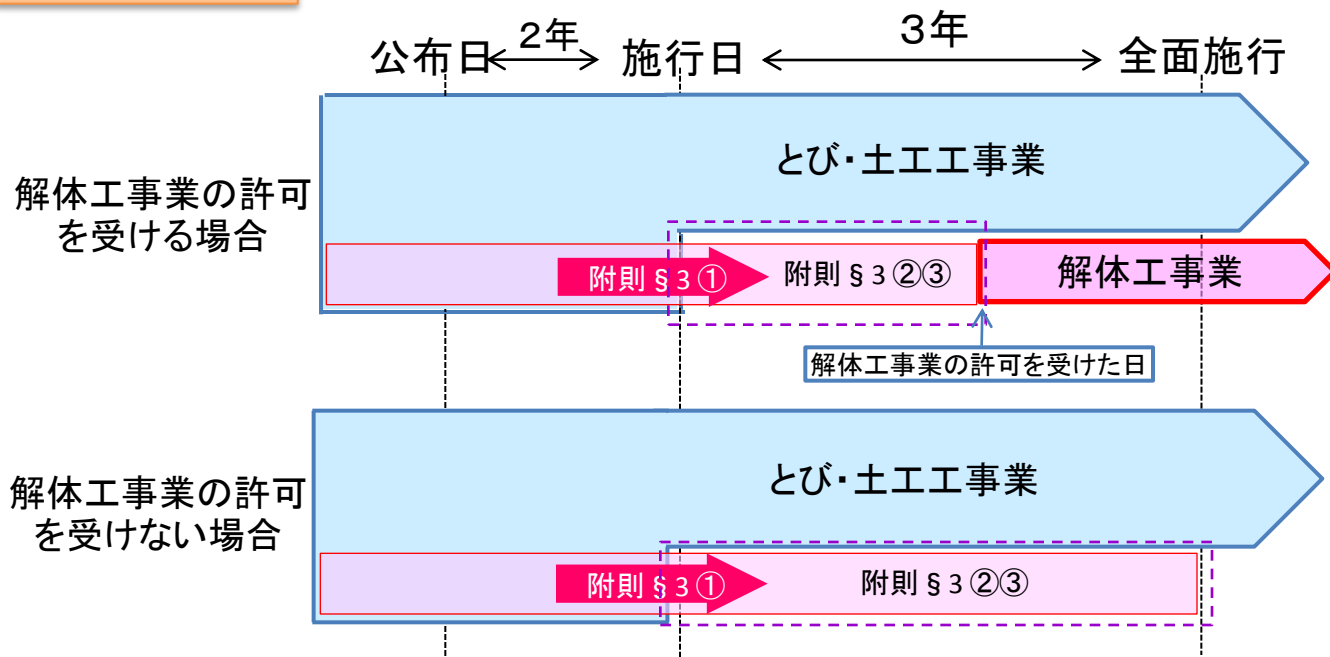
- ・足場、鉄骨等の組立ての工事
- ・くい打ち等の工事
- ・土砂等の採掘、盛上げ等の工事
- ・コンクリートによる工作物の築造の工事
- ・その他基礎ないしは準備的工事

解体工事業

・工作物の解体等を行う工事



経過措置



＜施行後3年間の特例＞

- ・解体工事業の営業
→ 施行日前から受けているとび土の許可で可能
【附則 § 3 ①】
- ・建設業法 § 4、§ 26の2の適用
→ 解体工事業者とみなす
【附則 § 3 ②】
- ・現場の配置技術者
→ とび土の技術者の配置も可能
【附則 § 3 ③】

＜実務経験等の扱い＞

- ①経營業務の管理責任者としての経験
→ 「とび土業の経験を解体業の経験とみなす」
経過措置を法律上規定
【附則 § 3 ⑤】
- ②技術者としての実務経験
→ 省令、告示等による措置を今後検討

品確法改正をふまえた経営事項審査の見直し

品確法改正を踏まえた経営事項審査見直しについて

【背景】公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)の一部改正法が平成26年6月4日に公布・施行

品確法第13条

(中長期的な技術的能力の確保に関する審査等)

発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、当該工事の性格、地域の実情等に応じ、競争に参加する者(競争に参加しようとする者も含む。)について、

・若年の技術者・技能労働者等の育成及び確保の状況

・建設機械の保有の状況

・災害時における工事の実施体制の確保の状況

等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない。

経営事項審査における現在の評価状況

雇用する技術職員(※)の資格の種類や人数に応じて技術力(Z点)で評価しているが、若年であるかどうかは問わない。

ショベル系掘削機、トラクターショベル、ブルドーザーの3機種種の保有状況をその他の審査項目(W点)にて評価。

その他の審査項目(W点)において国・地方公共団体等との防災協定の締結状況を評価。

経営事項審査における今回の見直し事項

若年の技術職員の育成及び確保の状況を評価。

評価対象とする建設機械の範囲を拡大。

現在の評価を継続。

(※)技術職員:「技術力(Z点)」での評価対象となる主任技術者や監理技術者の資格要件充足者及び登録基幹技能者の総称。

若年の技術職員の育成及び確保の状況の評価

評価対象とする建設業者

- 若手の技術職員の育成・確保に継続的に取り組んできた建設業者
- 審査対象年度において若手の技術職員を育成し、確保した建設業者

具体的評価方法

経営事項審査の「その他(社会性等)の審査項目」(W)において

継続的な取組を評価
 技術職員名簿に記載されている35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の15%以上の場合

審査対象年度における取組を評価
 新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の1%以上の場合

<評価対象を35歳未満とする理由>

- ・年齢別人数構成を鑑み、35歳未満の技術職員が相対的に少ない(下表)
- ・学歴、資格を問わず、入職から10年経過すれば技術職員となることが可能である

	～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～
技術職員に関する 実態調査(※)結果	5.59%	8.15%	15.28%	18.04%	12.21%	27.63%		13.09%

(※) 任意の大臣許可業者104社について、経営事項審査申請書類に基づき技術職員の年齢分布を調査。(技術職員計5653名)

評価対象となる建設機械の範囲拡大

＜現行＞建設機械の保有状況を経営事項審査の「その他(社会性等)の審査項目」(W)にて評価

加 点 対 象 機 種

ショベル系掘削機

トラクターショベル

ブルドーザー



加 点 の 条 件

自ら所有しているか、審査基準日から1年7ヶ月以上のリース契約が締結されている機械1台保有につきWに1点の加点。最大15台(15点)まで評価。

対象機種拡大

＜新たな対象機種選出の考え方＞

建設業者が保有・リースしている機械のうち、

- ①災害時の復旧対応に使用されるもの ②定期検査により保有・稼働確認ができるもの

今回新たに評価対象とする機械(1台につき1点)

移動式クレーン

(つり上げ荷重3トン以上)

災害時の役割：土嚢の積上げ
障害物の撤去

定期検査：製造時検査、性能検査



大型ダンプ車

(車両総重量8t以上または最大積載量5t以上で
事業の種類として建設業を届け出、表示番号
の指定を受けているもの)

災害時の役割：土砂の運搬

定期検査：自動車検査



モーターグレーダー

(自重が5トン以上)

災害時の役割：除雪、整地

定期検査：特定自主検査



完成工事高(X1)及び技術力(Z)を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値(P)を算出

項目区分		審査項目	ウェイト
経営規模	X 1	完成工事高（許可業種別）	0.25
	X 2	自己資本額 利払前税引前償却前利益	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	0.20
技術力	Z	元請完成工事高（許可業種別） 技術職員数（許可業種別）	0.25
その他審査項目 （社会性等）	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業年数 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格の取得の状況 ⑨若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況	0.15
総合評定値	P	$0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$	

経営状況（Y）

①負債抵抗力：純支払利息比率・負債回転期間
②収益性・効率性：総資本売上総利益率・売上高経常利益率
③財務健全性：自己資本対固定資産比率・自己資本比率
④絶対的力量：営業キャッシュフロー・利益剰余金